

## 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

昭和57年以前に建てた住宅の耐震工事を行った場合に  
翌年度の固定資産税を1/2減額いたします。  
(120㎡分までを限度)

昭和57年1月1日以前に建てた住宅の耐震改修工事で、補助金等を除く自己負担が50万円超の場合、次のとおり減額されます。

### ■減額される範囲と税額

耐震工事された家屋のうち、120㎡に相当する固定資産税が1/2減額されます。  
(改修工事により認定長期優良住宅に該当することになった住宅は、改修後の床面積が40㎡以上240㎡以下の住宅に限って、2/3減額)

### ■減額される期間

耐震工事の実施時期	減額期間
令和13年3月31日まで	改修した年の翌年度1年間

### ■申請書類

申告書は、住宅耐震改修工事完了後3か月以内に市役所へ次の書類を添付して申告してください。

#### 添付書類

- ◇現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書の写し  
(建築士等による証明書など耐震改修工事であることがわかるもの)
- ◇改修工事の領収書の写し
- ◇補助金等交付決定書(明細書)の写し
- ◇長期優良住宅認定通知書の写し※該当する場合のみ

【注】新築住宅やバリアフリー改修に伴う減額措置とは同時に適用されません。  
また、この減額措置の適用は1戸あたり1回限りです。